

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、当該日  
の翌日)

により告示する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称
百七十七	野見 美光	東伯郡	穂の採取並びに幼苗及び育成	野見 美光
	三朝町余戸		苗木及び幼苗以外の	三朝町余戸

## 鳥取県告示第五百七十一号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定による  
生産事業者の登録をまつ消したので、次とおり告示する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業者の内容	事業所の名称
二二	河本益雄	東伯郡三朝町	穂の採取並びに幼苗及び育成	河本益雄
	穴鴨一四三	苗木及び幼苗以外の	河本益雄	東伯郡
		苗畑	三朝町穴鴨	昭和四十八年
			四月二日	

## 鳥取県告示第五百七十二号

次の森林を保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年  
法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

鳥取県告示第五百七十二号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基  
づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡閔金町大字米富字家向平八六の一、八七、八八、字家ノ奥平  
 ラ一七五の一、一七五の二、字家ノ奥一七六、字家ノ奥平ラ一七八の  
 一、一七八の二、字釜谷一七九の一から一七九の四まで、一八〇、字  
 家ノ上ミ一八三の一から一八三の五まで、一八四、一八六の一、一八  
 六の二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採できる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準  
 伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字柿谷字坊主六〇六の一、六一一、六一二の一、字  
 寄合谷一四四五、一四四六、字小柳原一四五五、字保木一四五七、一  
 四五八、一四五九次一、一四六三、一四六五から一四六七まで、字柏  
 渡谷一四七四から一四七七まで、一四八〇から一四八三まで、字坊主  
 一四八七の五、一四八七の六、一四八八の四六、一四九〇の一、大字  
 小河内字垣内畠二六七の一、字大田二六八の一、二六九、字定吉釜二  
 七〇の一、二七〇の二、字西楠根九一九の一、大字下谷字南谷六八二

から六八九まで、字無き原六九三、六九四、大字福田字後口山六〇〇  
 の一から六〇〇の三まで、大字笏賀字陽東五七七、五七八、字檜山六

一八〇の二、大字鎌田字押谷一一七九の一、一一七九の二、一一八〇、  
 一一八〇の二、一一八一の一、大字湯谷字湯谷渓五七三の一、五七三  
 の一、五七四、五七五の一、五七五の二、五七六、大字牧字瀧ノ谷五  
 三八、五三九、五四〇の一、字恩谷五八六の一、五八七の一、五八九  
 の一から五八九の三まで、六〇〇の一、字恩鳥六〇六の一、大字赤松

字東嶋ヶ谷五三四の一、五三四の四から五三四の六まで、大字大柿字  
 才治ヶ谷五三九の一、五三九の二、大字久原字寺谷九四二の一、字西  
 山一四七の一から一四七の三まで、字狭戸一四六の一、一四六の九か

ら一四六の一一まで、大字助谷字陽東谷三二の一、三二の五八、字大  
 島谷二〇六の一三、二〇六の一四、字大谷九一九の五から九一九の七  
 まで、字大谷上平九二〇の一から九二〇の四まで、字大谷下平九二  
 の一から九二一の三まで、大字穴鴨字安水谷一二八〇、一二八一、一  
 二八二の一、一二八二の二、大字坂本字黒川北平二八六、二八八、二  
 八九、字段原五一三字上坪谷六六五、六七五、字坪谷八九七、九〇八、  
 大字恩地字北谷三四三の一、三四三の二、字芦谷四〇六の一、四〇六

の三、四〇六の七、四〇六の八、大字吉田字天谷北平七六四、大字福  
 山字カンナカ谷一四五の三から一四五の八まで

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採できる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課、閑金町役場及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 鳥取県告示第五百七十三号**
- 次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
- 昭和四十八年八月二十一日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市桜谷字矢谷三六六の一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
林道敷地とするため
- 二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市長谷字榎谷二八三の一〇、二八三の一一、二八四の一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 二(二) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三(一) 解除の理由  
林道敷地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第五百七十五号**

昭和四十八年七月二十八日付で泊村長から申請のあつた土地改良(園地

**鳥取県告示第五百七十四号**

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市桜谷字矢谷三六六の一(次の図に示す部分に限る。)

二(一) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三(一) 解除の理由  
林道敷地とするため

一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市長谷字榎谷二八三の一〇、二八三の一一、二八四の一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二(二) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

三(二) 解除の理由  
林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十八年八月二十二日から二十日間

鳥取県知事 石破二朗

日野町役場

日野町役場

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

#### 鳥取県告示第五百七十六号

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

泊村役場

四 異議の申出

#### 鳥取県告示第五百七十七号

ノ田地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十八年八月二十二日から二十日間

日野町役場

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

泊村役場

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

日野町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第五百七十八号

昭和四十八年七月三十一日付で西伯町長から申請のあつた土地改良（赤谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

前地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和四十八年八月二十二日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

日野町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十八年八月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第五百八十九号

昭和四十八年七月三十一日付で西伯町長から申請のあつた土地改良（早田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十八年七月十四日付で日野町長から申請のあつた土地改良（宮ノ

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四八年八月二十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
西伯町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第五百八十一号**

昭和四十八年七月十八日付で溝口町長から申請のあつた土地改良（中祖地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適正と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四八年八月二十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
溝口町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第五百八十二号**

昭和四八年七月十八日付で溝口町長から申請のあつた土地改良（上野地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適正と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四八年八月二十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
溝口町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第五百八十三号**

昭和四八年七月十八日付で溝口町長から申請のあつた土地改良（谷川

(地区農業用用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、  
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年八月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第五百八十四号

昭和四十八年七月十八日付で溝口町長から申請のあつた土地改良(一部地区農業用用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年八月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第五百八十五号

昭和四十八年七月十八日付で溝口町長から申請のあつた土地改良(一部地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年八月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

部地区農業用用排水)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第五百八十六号

昭和四十八年七月十八日付で溝口町長から申請のあつた土地改良(長山地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和四十八年八月二十二日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

西伯町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第五百八十八号

関金町長から申請のあつた町管土地改良(浅井地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年八月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百八十七号

昭和四十八年七月三十一日付で西伯町長から申請のあつた土地改良(鴨

**鳥取県告示第五百八十九号**

大栄町長から申請のあつた町営土地改良（西園地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年八月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第五百九十号**

若土土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（若土地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十八年八月十四日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第五百九十一号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年八月十六日から用途廢止した。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 方 メー トル)	用 途
西伯郡西伯町大字福成字ミコテン九七七番地先まで		三四・一七	道路敷

**鳥取県告示第五百九十二号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年八月十六日から用途廢止した。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第五百九十三号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年八月十六日から用途廢止した。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 方 メー トル)	用 途
鳥取市東今在家字ゴツソリ二〇三番五地先まで		六八・〇四	水路敷

**鳥取県告示第五百九十四号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年八月十六日から用途廢止した。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 方 メー トル)	用 途
西伯郡西伯町大字福成字ミコテン九七七番地先まで		三四・一七	道路敷

(第三種郵便物認可) 昭和48年8月21日 火曜日

西伯郡中山町下甲字金屋七三四番次一地先から同  
まで中山町下甲字金屋七三四番七三五番合併五地先

場

所

(面  
方  
メ  
ー  
ト  
ル)用  
途八四・五一  
道路敷

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和四十八年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十八年八月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和四十八年八月二十一日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

三 議題 選挙常時啓発について